

措置状況報告書

監査の名称：平成 28 年度 財政援助団体監査

部 局 名：都市計画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【財政援助団体監査】</p> <p>[財政援助対象名] OITA サイクルフェス実行委員会補助金</p> <p>[実施団体名] OITA サイクルフェス実行委員会</p> <p>[所管課] 都市交通対策課</p> <p>(1) 団体に対する事項</p> <p>ア 支出事務が適正に行われていないもの</p> <p>①補助金の精算及び実績報告を平成 28 年 3 月 31 日に行い、交付確定がされていたにもかかわらず、平成 28 年 4 月 4 日に支出が行われていた。</p> <p> 今後は、実績報告書を提出する前に事業を完了させるよう適正な年度管理をされたい。</p> <p>(2) 所管課に対する事項</p> <p>ア 支出事務の確認が適正に行われていないもの</p> <p>①補助金の額の確定は、実績報告書に添付された収支決算書等を適確に審査したうえで行われなければならない。</p> <p> しかしながら、補助金の額の確定に際し、収支決算書の計数の確認に必要な書類の提出を求めていなかった。</p> <p> 今後は、収支決算書が適正に作成されているか確認するため、支払証拠書類に基づき適確な審査に努められたい。</p>	<p>今後は精確な実績報告に向け、年度管理を含めた適正な支出事務の実施を行ってまいります。</p> <p>今後は、支払証拠書類に基づき適確な審査を行ってまいります。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：平成 28 年度 指定管理者監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【指定管理者監査】</p> <p>◎平和市民公園能楽堂 [指定管理者名] 平和市民公園能楽堂共同事業体 代表構成員 ㈱テイクファイブ 代表取締役 白石 成裕 構成員 ㈱メンテナンス 代表取締役 三重野 昌信</p> <p>[所管課] 文化国際課</p> <p>(1) 指定管理者に対する事項 ア 条例等に従った適正な事務処理が行われていないもの ①平和市民公園能楽堂条例の規定では、利用料金は、別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定める額とされている。 しかしながら、市長の承認を得る手続を行わないまま、別表同額の利用料金にて收受していた。</p> <p> ②平和市民公園能楽堂条例の規定では、使用時間を延長して使用する場合は、1 時間につき、直近利用料金の 100 分の 30 に相当する額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算するとされている。 しかしながら、使用許可時間を延長して使用する場合に生じる利用料金に係る 10 円未満の端数が切り捨てられていないため、過大に利用料金を收受しているものが見受けられた。</p>	<p>(1) ア①指定管理者が指定する利用料金について、別途市長の承認を得る手続が適正に行われていなかったため、平成 28 年 9 月 30 日付で「平和市民公園能楽堂の指定管理に関する基本的事項の承認について」書面にて申請を行い、平成 28 年 10 月 1 日付で承認を受けました。 今後は条例等に従った適正な事務処理に努めます。</p> <p>②過大に利用料金を徴収している事案がありましたので、平成 28 年 9 月末までに、利用者に対して該当する金額を返還いたしました。</p>	

③指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができるとされている。

しかしながら、市長の承認を得る手続を行わないまま、利用料金の一部を減免していた。

今後は、条例等に従い適正な事務処理をされたい。

イ 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの

①基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができる」とされている。

しかしながら、書面による事前承認を得ず、第三者に委託しているものがあつた。

今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。

③今回の件については、事前に文化国際課に相談しておらず、また、書面の提出も行っておりませんでした。

条例の減免審査基準に従えば、今回の事案については「その他市長が認める場合」に該当するか判断する必要があります。今後はこのようなことが無いように減免審査基準に基づき適正な事務処理に努めます。

イ①今回の事案については指定管理者として第三者委託にあたらぬという判断をしていましたが、「空冷ヒートポンプチャラー冷凍機の保守」は能楽堂設備運転・管理業務内容書に記載された本業務であり、それを柳井電気工業（株）に委託していたため、第三者委託に該当することから、書面にて事前承認を得る必要がありました。

よって、次回、平成 29 年度の事業計画書から、第三者委託の項目に記載することで書面による承認を受ける等、今後は適正な事務処理に努めます。

<p>(2) 所管課に対する事項</p> <p>ア 条例に従った適正な事務処理が行われていないもの</p> <p>①平和市民公園能楽堂条例の規定では、利用料金は、別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定める額とされている。</p> <p>しかしながら、市長の承認を得る処理を行わないまま、別表同額の利用料金を収受しているにもかかわらず、市長の承認を得る処理を行うよう指導していなかった。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの</p> <p>①基本協定書の規定では、市があらかじめ書面により承認した場合は、本業務等の一部を第三者に委託することができることとされている。</p> <p>しかしながら、第三者への委託について、指定管理者から書面の提出を求めているものが見受けられた。</p> <p>今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(2)</p> <p>ア①指定管理者が指定する利用料金について、別途市長の承認を得る手続きが適正に行われていなかったため、平成28年9月30日付で指定管理者より「平和市民公園能楽堂の指定管理に関する基本的事項の承認について」書面にて申請を受け、平成28年10月1日付で承認を行いました。</p> <p>今後は条例に従った適正な事務処理に努めます。</p> <p>イ①今回の事案は本業務の一部を第三者に委託しているにも関わらず、第三者委託について書面による提出が行われていなかったため、次回、平成29年度の事業計画書の第三者委託の項目に、委託先である柳井電気工業(株)を記載させ、書面による事前承認を行った上で第三者委託を行うように指導を徹底してまいります。</p> <p>今後は基本協定書に従い適正な事務処理に努めてまいります。</p>	
---	---	--

措置状況報告書

監査の名称：平成 28 年度 指定管理者監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【指定管理者監査】</p> <p>◎ホルトホール大分 [指定管理者名] ホルトホール大分みらい共同事業体 代表構成員 日本管財(株)九州本部 本部長 市丸 寛明 構成員 (株)九電工 代表取締役社長 西村 松次 構成員 (株)コンベンションリンクージ 代表取締役 平位 博昭 構成員 (株)プランニング大分 代表取締役 入不二 茂隆 構成員 学校法人後藤学園 理事長 濱小路 悦生</p> <p>[所管課] 文化国際課</p> <p>(1) 指定管理者に対する事項 ア 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの</p> <p>①基本協定書の規定では、使用許可に係る審査基準、利用料金等の設定については、あらかじめ書面による市の承認を得なければならないとされている。 しかしながら、審査基準等の設定について、書面による事前承認を得ていなかった。</p> <p>②基本協定書の規定では、備品の取扱いについては、備品台帳を作成し適切に管理しなければならないとされている。 しかしながら、備品台帳が基本協定書の規定に従って作成されておらず、備品が適切に管理されていなかった。</p> <p> 今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(1) ア</p> <p>①使用許可に係る審査基準、利用料金等の設定については、事業計画書にマニュアルを添付し市へ提出し、口頭での承認を受けておりました。 今後は、基本協定書に従い、あらかじめ書面による市の承認を受けます。</p> <p>②備品台帳に調達者、購入履歴等の未記入がありました。基本協定の規定に従って作成するよう、準備を進めています。 今後は、基本協定書に従い適正な事務処理を行うよう努めます。</p>	

<p>(2) 所管課に対する事項</p> <p>ア 基本協定書に従った適正な事務処理が行われていないもの</p> <p>①基本協定書の規定では、使用許可に係る審査基準、利用料金等の設定については、あらかじめ書面による市の承認を得なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、設定された基準等について提出は受けていたものの、書面による事前承認をしていなかった</p> <p>②基本協定書の規定では、備品の取扱いについては、備品台帳を作成し適切に管理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、備品台帳が基本協定書の規定に従って作成されていないにもかかわらず、適切な指導をしていなかった。</p> <p>今後は、基本協定書に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>(2)</p> <p>ア</p> <p>①使用許可に係る審査基準、利用料金等の設定については、指定管理者から事業計画書とマニュアルの提出を受けていましたが、口頭での承認を行っておりました。</p> <p>今後は、基本協定書に従い、あらかじめ書面による事前承認をします。</p> <p>②基本協定書に従った備品台帳を作成するよう指定管理者に指導しました。</p> <p>今後は、基本協定書に従い適正な事務処理を行います。</p>	
---	--	--